

こども家庭審議会子ども・子育て支援金制度管理部会 委員等名簿

【委員】

氏 名	所 属
池田 俊明	国民健康保険中央会 常務理事
伊藤 悅郎	健康保険組合連合会 常務理事
菊池 騒実	早稲田大学理事・法学学術院教授
熊谷 俊人	千葉県知事
権丈 英子	亜細亜大学経済学部長・教授
佐藤 麻衣子	株式会社ウェルスプラン代表取締役
實松 尊徳	全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長
清家 武彦	日本経済団体連合会 経済政策本部長
當眞 淳	宜野座村長
鳥潟 美夏子	全国健康保険協会 理事
永井 幸子	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
山内 清行	日本商工会議所 企画調査部長
横川 楓	一般社団法人日本金融教育推進協会代表理事
渡部 尚	東村山市長

(令和7年10月28日現在 五十音順 敬称略)

【参考人】

氏 名	所 属
袖井 孝子	NPO 法人高齢社会をよくする女性の会 理事

子ども・子育て支援金制度管理部会の設置について

令和7年4月18日
こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会決定

○ 設置の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の30において、内閣総理大臣は、子ども・子育て支援納付金に係る内閣府令や子ども・子育て支援納付金に関する重要事項を定めようとするときは、こども家庭審議会の意見を聴かなければならないとされている。

こうしたことから、今般、こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）第6条第1項に基づき、こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会の下に、子ども・子育て支援金制度の実施に関する意見を聴取することを目的として、部会を設置するもの。

○ 名称

「子ども・子育て支援金制度管理部会」

○ 所掌事務

子ども・子育て支援金制度の実施に関する重要事項に対する助言

- | | |
|---------------------------|---|
| • 子ども・子育て支援納付金に係る内閣府令 | 等 |
| • 子ども・子育て支援金制度についての周知・広報 | 等 |
| • 子ども・子育て支援金制度の実施状況の確認・評価 | 等 |

○ 当面のスケジュール

令和8年4月の制度開始に向け、子ども・子育て支援納付金に係る内閣府令等、子ども・子育て支援納付金充当対象事業の実施状況、子ども・子育て支援金制度についての周知・広報など、必要な事項について順次議論。

こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）（抄）

（部会）

- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

（議事）

- 第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

こども家庭審議会運営規則

令和5年4月21日

こども家庭審議会決定

令和5年9月25日一部改正

こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）第10条の規定に基づき、この規則を制定する。

(会議の招集)

第1条 こども家庭審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。

3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(諮問の付議)

第2条 会長は、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

(分科会及び部会の議決)

第3条 分科会及び部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

(会議の公開等)

第4条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができます。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができるものとする。

(議事録)

第5条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立

な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めることは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(委員会の設置)

第6条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

(準用規定)

第7条 第1条、第4条及び第5条の規定は、分科会及び部会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは、それぞれ、「分科会」「部会」と、「会長」とあるのは、それぞれ、「分科会長」「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。